

1. 日英 EPA の金融サービス分野の合意内容について

- 我が国通商交渉において、9月11日に日英 EPA の大筋合意に至った。
- 日英 EPA は、発効済みの日 EU・EPA をベースに交渉を行った。主な相違点としては、まず、従来含まれていなかったデータ・ローカライゼーション関連の項目として、金融サービスにおけるコンピュータ関連設備の域内設置要求を禁止する規定を新規に追加した。これは、従前からグローバルに事業展開する日系金融機関からの要望に応えるものである。
- 次に、英国も EU と同様、(日本を含む) 第三国規制に対する同等性評価・決定の枠組みを維持するとしているところ、本 EPA の金融規制協力附属書において、当該枠組みがより柔軟に運用されるよう修正した。
- 金融庁としては、これらの見直しにより、金融サービス分野における相互進出が一層促進され、両国民がより質の高い金融サービスを利用できることを期待している。

2. サイバーセキュリティ対策の強化について

- サイバーセキュリティの現状については、サイバー攻撃により、不正送金やクレジットカード情報が窃取されるなどの被害が発生している。また、コロナ禍への対応として、金融機関においてテレワークや各種サービスのオンライン化・リモート化が加速していることから、サイバー攻撃の脅威は一層高まっている。
- このため、サイバーセキュリティ対策の強化に向けた取組みを一層進めることが重要である。
- 各金融機関においては、経営陣が、取組計画の策定や進捗管理に主体的に関与する等、リーダーシップを発揮して取り組んでいただきたい。

3. 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う FATF 相互審査の再なる延期について

- 今般、FATF が、本年 10 月に予定されていた対日審査の結果に関する議論を、2021 年 2 月の全体会合で行う旨公表した。
- また、FATF 相互審査については継続して行われているところ、各金融機関におかれては、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に従い、全ての顧客のリスク評価やリスクに応じた継続的な顧客管理の実施など、リスクベース・アプローチに基づいたマネロン・テロ資金供与対策に引き続き取り組んでいただきたい。

4. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る顧客対応について

- 現在、多くの金融機関におかれては、継続的顧客管理の開始に当たり、顧客情報の更新を行っていただいているところと承知しているが、一部においてその趣旨、必要性が十分に伝わっていない懸念がある。
- 金融庁としても、国民に対する啓発を続けていきたいと考えているが、金融機関におかれては、顧客への依頼に当たっては、丁寧な対応を行い、「なぜ顧客情報の更新が必要か」という点についてしっかりとした説明を行うよう取り組んでいただきたい。

5. 新たな電子申請・届出システムの開発

- 先般、規制改革推進会議が取りまとめた「規制改革推進に関する答申」では、各省庁は、書面・押印・対面を要する行政手続について、新型コロナウイルスの感染が終息するまでの間、可及的速やかに緊急的な対応措置を講じるとともに、恒久的な制度的対応についても進めていくこととする旨が記載されており、また、同答申により示された規制改革事項について着実な実施を図っていくため、「規制改革実施計画」が定められた。
- 当庁としては、こうした経緯を踏まえ、電子化や法令の改正等を含む恒久的な制度的対応の準備が整うまでの緊急的な対応措置として、金融機関等に

よる当局への申請・届出等について、原則 e メールでの受付も可能とすることや、押印の無い申請・届出等についても有効とすること等を定めた通知文を7月17日に発出したところ。

- 更に、こうした緊急的な対応措置に加え、恒久的な制度的対応として、当局が金融機関等から受け付ける全ての申請・届出等についてオンラインでの提出が可能となるように、令和2年度中に新たな電子申請・届出システムの開発を行うとともに、令和3年度中に運用を開始する予定である。
- この新たな電子申請・届出システムについては、原則、電子証明書を必要としない ID・パスワード方式を用いる独自のシステムを開発する予定であり、各金融機関がいかなる申請・届出等においても、簡便に利用できるものとし、各金融機関の利便性等を重視したものとする予定である。また、現行の e-Gov ベースのシステムによる申請・届出や、暫定的に金融庁業務支援統合システムで受け付けていた不祥事件等届出書の届出も、新システムの運用開始後、当分の間は並行して利用できるようにする予定である。今後、新システムの開発が進んでいく過程で各金融機関におかれては、ID・パスワード発行の手続き等、ご協力をいただくことになるので、予めご承知いただきたい。

6. 適合性原則の内容の明確化に向けた監督指針改正について

- 「金融審議会 市場ワーキング・グループ報告書—顧客本位の業務運営の進展に向けて」（8月5日（水）公表）において、不適切な販売事例の効果的な抑制を図る上で、法律上の誠実公正義務や適合性原則の内容を明確化するため監督指針を改正することが適当であるとの提言を踏まえ、監督指針の改正を検討している。主な改正内容としては以下2点を予定。
 - ① 顧客属性や顧客の取引実態の把握といった現行の適合性の原則に関する着眼点に以下を追加
 - 商品内容の適切な把握
 - 勧誘対象となる金融商品や顧客との一連の取引が、顧客属性等や

投資目的に適うものであるかの合理的な検討・評価

② 不適當・不誠実といえる投資勧誘行為の例示を追加

- 今回の監督指針改正については、顧客本位の業務運営に関する原則の改正とあわせて近日中にパブコメを開始する予定であるので、内容をご確認いただければと思う。

7. 「金融サービスの提供に関する法律」の施行について

- 本年6月に成立した「金融サービスの提供に関する法律」の施行に向けて、今後、政令・内閣府令や監督指針の策定、効率的な登録審査体制の確立等に取り組んでいく。
- また、金融庁としては、新協会が設立され実効的な自主規制が策定されることが重要であると考えている。自主規制団体については、FinTech協会等が新協会の設立に向けた活動を行う旨をウェブサイト上で表明しており、金融庁としても、こうした動きを注視していく。貴協会におかれては、新協会における過不足のない自主規制の策定に向けて、自主規制団体としてこれまで培ってきたノウハウ等に基づき建設的なアドバイスをして頂けると幸い。
- 貴協会の会員各社にとっては、新たに創設される金融サービス仲介業は、既存の仲介業に加え、新たな顧客接点となり得るものであることから、こうした新制度も活用しつつ、個々の利用者のニーズにより即した金融サービスの提供に繋げて頂きたい。

8. プリンシプルベースの視点での自主規制の見直しについて

- 昨年11月末から貴協会にて検討を行って頂いてきた「プリンシプルベースの視点での自主規制の見直し」については、本日、見直しの方向性の提案等をまとめた懇談会報告書が公表されると聞いている。当懇談会の検討テーマについては、今後は、当該報告書に記載された方向性に沿って、貴協会の

各ワーキング・グループ等において、規則改正に向けた詳細な検討が行われることになると思うが、貴協会におかれては、当懇談会以外でも検討が行われているその他の検討テーマも含め、引き続き、自主規制規則について、「プリンシプルベース」と「ルールベース」とが相互補完的にベストミックスなものとなるよう、建設的な議論を行って頂きたい。

(以 上)